

本庄市告示第346号

地区計画等の原案の縦覧について

本庄市地区計画等の案の作成手続に関する条例（平成18年本庄市条例第168号）第2条の規定により、地区計画等の原案を次のとおり公告し、縦覧に供する。

なお、当該原案に係る区域内の土地の所有者及び都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第10条の4に規定する利害関係を有する者は、本庄市長に対して意見書を提出することができる。

令和5年11月2日

本庄市長 吉田 信



1 地区計画等の原案のうち種類及び名称

種類 本庄都市計画地区計画

名称 栗崎地区地区計画

2 地区計画等の原案のうち位置及び区域

位置 本庄市栗崎字東谷、栗崎字前田、栗崎字欠田、栗崎字前河原、北堀字前山、西富田字大久保山の各一部

区域 別図のとおり

3 縦覧場所

本庄市本庄3丁目5番3号

本庄市都市整備部都市計画課（市役所2階）

本庄市児玉町八幡山368番地

本庄市経済環境部支所環境産業課（児玉総合支所2階）

本庄市ホームページ

4 縦覧期間

令和5年11月2日（木）から令和5年11月16日（木）まで。ただし、本庄市都市整備部都市計画課又は本庄市経済環境部支所環境産業課で閲覧する場合は、本庄市の休日を定める条例（平成18年本庄市条例第2号）に規定する休日を除く。

5 意見書の提出期間

令和5年11月2日（木）から令和5年11月24日（金）まで

ただし、本庄市都市整備部都市計画課へ直接持参する場合は、本庄市の休日を定める条例（平成18年本庄市条例第2号）に規定する休日を除く。

6 意見書の提出先

本庄市本庄3丁目5番3号

本庄市都市整備部都市計画課（市役所2階）

